

2020年5月1日

各位

会社名 アトラ株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 久世博之
(コード番号：6029 東証第一部)
問合せ先 取締役CFO 田中 雅樹
(TEL. 06-6533-7622)

当社株式の時価総額に係る猶予期間の解除に関するお知らせ

当社株式は、2020年4月において、月間平均時価総額及び月末時価総額が20億円以上となり、東京証券取引所の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に該当しないこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社株式の時価総額について

当社株式は、2020年3月末時点において、月間平均時価総額及び月末時価総額が20億円未満となりましたが、2020年4月の月間平均時価総額及び月末時価総額が、下記（ご参考）のとおり20億円以上となりました。

この結果、当社株式は市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に該当しないこととなりました。

（ご参考）

東京証券取引所における当社株式の2020年4月の月間平均時価総額	：	2,124,274,167円
東京証券取引所における当社株式の2020年4月の月末時価総額	：	2,338,166,600円
東京証券取引所における当社株式の2020年4月30日終値	：	266円
東京証券取引所における当社株式の2020年4月30日上場株式数	：	8,790,100株

2. 今後の見通しについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、非常事態宣言の対象が全国に拡大されております。世界ではロックダウンの期間を延長する国もあり、原油価格が急落するなど、世界経済全体が先行き不透明な状況となっております。

当社グループが属する鍼灸接骨院業界においては、柔道整復の療養費が減少傾向にあります。また、柔道

整復の療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件が改正されたことにより、接骨院の開設が難しくなりました。なお、鍼灸接骨院は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業要請の対象ではありません。

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)本部として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、2018年10月に本チェーンに加盟していた10社(2019年4月及び2019年10月に各1社追加)より、本チェーン加盟契約段階において当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起されました。

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張しております。2020年3月27日には、当社が、集団訴訟を提起した原告の1社(アトラス株式会社)に対して提起しておりました訴訟において、当社に対する損害賠償請求権が否定されました。今後も引き続き、集団訴訟などにおきまして、アトラス株式会社の主張と同様の損害賠償請求権の有無を争点として、審理が続きますが、引き続き、当社の主張の正当性が認められるよう努めてまいります。

2020年12月期におきましては、ほねつぎチェーンにおいて、既存の鍼灸接骨院の加盟を促進することにより、加盟院の増加に注力してまいります。機材販売においては、新商品の投入等により、売上高の拡大に努めてまいります。アトラ請求サービスにおいては、療養費請求に使用するシステムA-COMSをリニューアルし、会員の増加に繋げてまいります。HONEY-STYLEにおいては、一部機能を無料で開放し、有料利用院の増加や自費メニューなどの拡販に注力してまいります。アトラストアにおいては、「トトノエ」を創刊し、自宅における患者のセルフケアのサポートをとおり、「トトノエ」に掲載した商品の拡販に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたが、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上